

泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成18年 7月 1日 条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「指定施設」という。）の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 指定施設における使用料に関する事項
- (5) 申請者の資格
- (6) 申請受付期間
- (7) 選定の基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定による公募は、市役所の掲示場への掲示その他周知を図るため適切と認める方法により行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、前条第1項の規定による公募に応じ、規則で定めるところにより、市長等に申請しなければならない。

(指定候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切と認める団体を指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）として選定す

るものとする。

- (1) 指定施設の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 指定施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 指定施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定施設の管理及び運営を安定して行うために十分な人的構成及び経済的基礎を有するものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項を満たすものであること。

2 市長等は、前項の規定による指定候補者の選定を行ったときは、その結果について当該申請を行った団体に通知するものとする。

(指定候補者の選定の特例)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、指定施設の設置の目的を効果的に達成することができると認められる団体を指定候補者として選定することができる。この場合において、市長等は、当該団体と協議し、必要と認める書類の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らして総合的に判断するものとする。

- (1) 公募に対して申請をする団体がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、指定管理者として適当な団体がなかったとき。
- (3) 指定施設の目的、規模及び機能を考慮した結果、公募によることが適当でないと認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により指定候補者を選定した場合の通知について準用する。この場合において、同項中「当該申請を行った団体」とあるのは、「当該団体」と読み替える。

(指定候補者の選定の取消し)

第6条 市長等は、前2条の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の

規定による議決を経るまでの間において当該指定候補者を指定管理者に指定することができない事情又は指定することが著しく不相当と認める事情が生じたときは、当該指定候補者の選定を取り消すことができる。

- 2 市長等は、前項の規定による指定候補者の選定を取り消したときは、理由を付して、その旨を当該指定候補者に通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長等は、第4条又は第5条の規定により選定した指定候補者について、法第244条の2第6項の規定による指定の議決があったときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長等は、第1項の指定を行ったときは、その旨を当該指定候補者に通知するとともに、指定した旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者は、規則で定める事項について、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の提出)

第9条 法第244条の2第7項に規定する事業報告書は、規則で定める事項について作成し、毎年度終了後60日以内（次条第1項の規定により指定が取り消された団体は、当該指定が取り消された日から起算して30日以内）に市長等に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が法第244条の2第10項に規定する指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止（以下「業務の停止」という。）を命ずることができる。

- 2 市長等は、前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときは、理由を付して、その旨を当該指定管理者に通知するとともに、当該指定を取り消し、又は業務の停止を命じた旨を告示しなければならない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該指定期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定施設及びその設備を原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

（市長等による管理）

第12条 市長等は、第10条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の停止を命じた場合又は指定管理者が災害その他の事由により指定施設の管理の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合において市長が必要と認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

（秘密保持義務）

第13条 指定管理者の役員及び従事者は、指定施設の管理上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。